

に、此の沙汰を承り、女心に誠と思ひ、笑止なる事也と御局に告げれば、御局承り、無了簡なる事哉、蛇責に逢ふよりはと、遂に自害して果たりけり。此儀を世上にては蛇責にあひたりと申慣しけれども、實は右の通りなるよし生駒内膳・不破覺丞など語れりとあり。兩説何れが實なりけん。栗田久右衛門は栗田氏の二代目にて、元和・寛永の頃勤仕せり。延寶の金澤圖を見るに、栗田久右衛門が居屋敷は、奥村因幡の横通りより材木町へ出る中程の北側なり。故に彼の局屋敷の近所といふなるべし。白蛇散は栗田氏の傳方にて、面疔の妙藥なり。湯淺祇庸曰く、大槻内藏允が事に依つて、勢之助君の生母眞如院、蛇責とて生ながら經王寺の境内に埋まれたりと、世にいひ傳へけるは全く虚説也。其の頃老女淺尾をば蛇責に處せられたるよし記載せしものもあれども、是も虚説也。蛇責と云ふ事は天徳院の局の古傳話より起りたるものにて、大槻の時蛇責といふ事は實事にあらずといへり。

○高野山遍明院覺雄居跡

貞享二年眞言宗遍照寺由來書に云ふ。元和六年利常卿之御

局、高野山遍明院覺雄之爲旅宿、當地金澤に一字建立致し度旨、御局被申上、鈴木主馬上ゲ屋敷、家共に被下と見え、又遍照寺因由記に云ふ。當寺開基高野山前檢校法印覺雄大和尚者讚州人、能書、於南山近代博學賞之、初遍明院果遍得讓、後住無量壽院、法弟數多有之、天徳院果慧丹生院某、觀智院某、清淨心院某、遍明院尖惠等也、加賀太守利長卿御實子無之、利家卿御末子之内可爲御養子旨御内談有之時、利常卿從御幼少之時、小松前田對州被預置處、利長卿御局、利常卿奉抱、覺雄能州下向小松止宿之時被參、此御子宛、御養子申様祈念被頼由、右依子細御家督御相續後、覺雄眞院出家子、様成、毎年當地下向、因茲爲旅宿二字造立被成度旨、田井口小姓町鈴木主馬上屋敷在之、家共被下、則當寺是也、其砌寺號無之、里坊云々、交々留守居、山被指越、其後圭岳住山、内、當分里坊留守居、下、居住之内且那出來、何、留被申住持成、眞山遍照寺、名、秀岳、口説也、此地拜領元和六年也、其後寛永十三年今、所、移轉、替地泉野三百三十三步拜領、慶安五年秀岳代被相改書出、と記載す。又二代圭岳城州人、向坂氏、關白秀次公家人子也、秀次公高野

山御入之後、母兩兒抱北陸逃下、越前北潟、暫居住、一人、大泉坊弟子、成、後大泉坊住持盛秀是也、弟、來教坊弟子、成、圭岳是也、母後、蓮浦源右衛門者、被嫁由、圭岳、當寺開山也、假名昌春坊、行年四十歲、法弟二人、秀岳、秀然、秀岳北潟秘鍵寺住、假名春仙房、と歴代の事蹟をば巨細に載せたり。按ずるに、過去帳に、覺雄寛永十二年六月三日寂と見ねたれば、其の翌年泉野へ移轉せしもの也。泉野の寺地は玉泉寺の向なる地なりしかど、明治五年二月寺地を賣却し、大乘寺坂の麓へ移轉し、小庵となしたり。又右小姓町鈴木主馬上ゲ屋敷と云ふは、其の以前藩士鈴木主馬といふ人の舊邸なり。鈴木主馬は慶長十七・八年の土帳及び元和元・二年の土帳に、馬廻組二百石鈴木主馬助とありて、寛永四年の土帳には、其の名見えず。右上ゲ屋敷を拜領は元和六年なりとあれば、元和三・四年の頃故ありて居邸を指上げ、當國を退去せしにや。さればその舊邸そのまゝありしゆゑ、家屋共に遍明院覺雄の旅宿として、玖眞院に賜はりたるなるべし。

○遍明院覺雄傳話

武家耳底記に云ふ。中納言利常卿いまだ幼少にてましませし時は、御姊筆前田對馬守長種、利家卿より預け置れたり。長種は老名源峰と稱し、加州小松の城代にて居たりけり。利常卿は御幼名猿千代君と申し、御妾腹の御子、殊に御末子の事なれば、誰知る人もなく、其頃高野山より學清と云坊主小松へ來り居る。此者人相を見る事上手成により、乳母猿千代君を連れ參りて見せけるに、學清手を打て、借々唯人にあらず。目の中人に異也。大名の相あり。是は人の惣領なり。若し末子なりとも必ず後は惣領に成給ふべし。能くそだてよと云ふ。乳母承り打驚きて、此若君は利家卿の末の御子なるよしをいへり。學清さればこそ唯人とは見えず。返すも能く守立よと云。乳母守りを望ければ、則書認めて進上す。後高野へ歸り、能州へ折々來りけるに、通行の度必ず小松へ立寄ける時、乳母彼守護札を申請けり。後には高野山より指越けると也。然るに計らずも餘多の兄君達を指置、利長卿養世子に立給ひけり。乳母、學清が惣領に成給ふべき相あるよし申たるを思ひ合せけり。されば利常卿の御世と成、學清をば當地金澤にとどめ給ひて、小